

平成21年度 地震や台風など緊急時の対処の仕方

浜松市立有玉小学校

1 台風等による「暴風警報」発令時

	暴風警報の有無	対処方法
登 校 前	○ 午前7時の時点において台風等による「暴風警報」が発令されているとき ↓	○ 自宅で待機 ※ 状況確認については、NHKの台風等の情報を基準とする。
	○ 午前10時の時点において台風等による「暴風警報」が解除されているとき	○ 登校 ・ 午前10時前に解除されても自宅で待機し午前10時になってから登校する。 ・ 給食がないので、弁当を持参する。 ・ 通学路の安全に注意して歩く。
	○ 午前10時の時点で台風等による「暴風警報」が解除されていないとき	○ 休校
在 校 中	○ 台風等による「暴風警報」が発令中のとき	○ 午前中は学校で待機
	○ 警報は出ていないが、台風等の予想進路や勢力から、下校に支障があると想定されるとき	○ 浜松市教育委員会からの情報をもとに台風等の接近前に下校
	○ 午後3時を過ぎても「暴風警報」が解除されないとき	○ 集団下校や保護者による引き取りを行う。

2 地震防災対策

※「東海地震注意情報」が発表されたとき

在校中	保護者による引き取り
登校中	そのまま登校(ただし、「東海地震注意情報発表時」に、自宅にいる児童は、自宅で待機する。)登校後、保護者による引き取り
下校中	そのまま帰宅
在宅中	休校

- 上記の対処方法が原則となります。
- 大雨警報など他の警報や注意報でも、状況により、上記に準じて対処することもあります。
- 緊急対応のため、電話連絡が取れないことも予想されます。帰宅後の過ごし方や家族間の連絡方法などを決めておいてください。